生成 AI 提供業務仕様書

1. 業務名

生成 AI 提供業務委託

2. 目的

職員が行う業務において、文書を生成する AI (以下「生成 AI」という。) を活用することで効率化及び負担軽減を図ることを目的とする。

3. 基本情報

- (1) 利用職員数 1,150 人以上
- (2) 利用開始日 令和6年7月1日(予定)
 - ※令和6年7月1日からの提供が難しい場合は、本市と協議の上、令和6年8月1日 までに提供開始できるようにスケジュールを提示すること。
- (3) トークン数 9,000,000 トークン (利用開始日から令和7年3月31日までの間)
- (4) クライアント端末の環境

ブラウザ Google Chrome/Firefox/Microsoft Edge/Safari ※最新版 OS Windows 10 以上、iOS 10 以上、Android 6.0 以上

4. 業務内容

- (1) 生成 AI の提供
 - 「3基本情報」のとおり職員が利用できる生成 AI を提供すること。
- (2) 生成 AI の提供に係る動作テスト等の実施
- ①提供する生成 AI の動作テストを行うこと。
- ②動作テストで不具合等が判明した場合は、速やかに改修等を行うこと。
- (3) 運用保守管理
- ①生成 AI の利用に支障が生じないよう安定稼働させること。
- ②本サービスの稼働時間は、メンテナンスおよび障害発生復旧時間を除き、24 時間 365 日とすること。また、メンテナンスや障害発生等によりサービス停止を行う際には、事前に市へ通知を行うこと。
- ③生成 AI の利用にあたり、市の管理者からの操作方法等の技術的な問い合わせに対応するために窓口を設置し、原則として市の就業時間(8時30分~17時15分)に対応すること。また、問合せ方法は、原則として問合せフォーム、チャット、メール、電話等とする。
- ④不測の事態によりクラウドが使用できない等、市の業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに市に連絡し復旧に向けた対応を行うこと。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに市に報告すること。
- ⑤運用開始後、契約期間終了までに判明した不具合は改修すること。

5. 機能要件

- (1) セキュリティが完備されたデータセンターを活用したクラウドサービスであり、 LGWAN-ASP 又はインターネット ASP サービスであること。
- (2) LGWAN-ASP サービスの場合は、庁内 LGWAN 系端末から LGWAN を経由して接続でき、インターネット ASP サービスの場合は、当市が整備している仮想インターネットブラウザから自治体セキュリティクラウドを経由して接続できること。
- (3) ChatGPT4.0 以上、または、ChatGPT4.0 以上に相当する性能を持つ大規模言語モデルを搭載していること。
- (4) 生成 AI の稼働状況(利用されたトークン数など)が確認できるようにすること。
- (5) 利用されたトークンが設定した上限まで達したとき、自動的に利用を停止できること。
- (6) 入力した情報が生成 AI に学習されないこと。
- (7) クラウドサーバは国内に所在地を置き、サーバに保存したデータが日本の法律で保護されること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格の認証 (ISO/IEC27001) 又はこれらと同等以上の認証等を取得しているなど、情報セキュリティ対策が確保されていること。

6. 成果物

- (1) 生成 AI 利用環境
- (2) 操作マニュアル(「管理者向けマニュアル」及び「利用者向けマニュアル」)
- (3) 作業責任者及び従事者名簿
- (4)業務完了報告書

7. 再委託

- (1) 本業務の再委託は原則、禁止する。ただし、やむを得ない場合は事前に市の承諾を 得た上で、本契約に基づく委託業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。) に対 し再委託できるものとする。
- (2) 受託者が(1) のとおり承諾を得ようとする場合は、再委託の理由、再委託先、再 委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を記載した申 請書を本市に提出するものとする。
- (3) 受託者は、再委託先に、本契約において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (4) 受託者は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

8. 秘密保持

仕様書に基づく全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を第三者に開示し、 又は漏えいしないこと。また、本業務履行期間終了後も同様とする。

9. その他

- (1) 受託事業者は本市の契約規則及びセキュリティポリシー等に基づく指示に従い業務 を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、従事者に対して情報セキュリティ教 育を実施し、関係法令等を遵守して実施すること。
- (2)受託事業者が、本仕様書の内容に違反し損害を与えた時は、本市と協議の上、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 履行期間終了時に不要となった情報資産は、受託者において復元不可能な状態で廃棄すること。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項については、双方が協議して決定する。